

議案第149号

公共施設等運営権者の地方派遣職員から引き続いて職員に採用された者の処遇等に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員（以下「地方派遣職員」という。）を公共施設等運営権者（同法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の職員としての在職に引き続き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（以下「一般職の職員」という。）として採用した場合における当該一般職の職員（以下「帰任職員」という。）の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(帰任職員の給与の特例)

第2条 帰任職員が、公共施設等運営権者の業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により、同法の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、期末手当及び勤勉手当を除くほか、次に掲げる条例の規定による給与は支給しない。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）
- (2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）
- (3) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）

(地方派遣職員の採用時における処遇)

第3条 地方派遣職員が、公共施設等運営権者の職員としての在職に引き続き、一般職の職員として採用された場合における職務の級及び給料月額については、他の一

一般職の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(帰任職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)

第4条 帰任職員に関する職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号)

の規定の適用については、公共施設等運営権者の業務に係る業務上の傷病は同条例第4条第2号に規定する公務上の傷病と、業務外の傷病は同条例第3条に規定する公務外の傷病とみなす。

2 帰任職員に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、先の一般職の職員としての在職期間の始期から後の一般職の職員としての在職期間の終期までの期間を一般職の職員としての引き続いた在職期間とみなして、職員の退職手当に関する条例第7条の規定を適用する。この場合において、同条第4項中「とき」とあるのは「とき又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条第4号に規定する公共施設等運営権者の職員としての在職期間のうち、休職、停職その他これらに準ずる事由により現実に当該公共施設等運営権者の業務に従事することを要しない期間があつたとき」と、「その期間の日数の」とあるのは「これらの期間の日数の」とする。

3 地方派遣職員が公共施設等運営権者から職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当に相当する給与を受けた場合(公共施設等運営権者の退職手当に関する規程によりその者に対して当該給与が支給されることとなっている場合を含む。)においては、市規則で定める場合を除き、当該給与の算定の基礎となった在職期間は、その者の一般職の職員としての引き続いた在職期間から除算する。

4 一般職の職員が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第79条第1項の任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員となるため退職し、引き続いて当該公共施設等運営権者の職員となった場合においては、市規則で定める場合を除き、職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当は支給しない。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年9月15日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方派遣職員である公共施設等運営権者の職員を引き続き一般職の職員として採用した場合における当該職員の処遇等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。